

上尾市契約規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長　　島　山　　稔

上尾市規則第 9 号

上尾市契約規則等の一部を改正する規則

(上尾市契約規則の一部改正)

第 1 条　上尾市契約規則（昭和 39 年上尾市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 3 項中「第 7 条の規定により同条例別表の掲示場に掲示してこれを行わなければならない」を「第 2 条第 2 項の規定の例により行う」に改める。

(上尾市聴聞手続規則の一部改正)

第 2 条　上尾市聴聞手続規則（平成 6 年上尾市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「に規定する掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知する」を「第 2 条第 2 項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示するものとする。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 行政庁は、前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

(上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条　上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例施行規則

(平成 11 年上尾市規則第 45 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「別表の掲示場に掲示して行う」を「第 2 条第 2 項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する自動公衆送信に係る障害その他特別

の事由があるときは、同項ただし書に規定する掲示場に掲示するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の上尾市契約規則第16条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公告について適用し、施行日前にした公告については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の上尾市聴聞手続規則第9条の規定は、施行日以後にする掲示について適用し、施行日前にした掲示については、なお従前の例による。

4 第3条の規定による改正後の上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例施行規則第7条の規定は、施行日以後にする公表について適用し、施行日前にした公表については、なお従前の例による。